

平成19年第1回臨時会

市 議 会 会 議 録

平成19年5月8日（開会）

平成19年5月8日（閉会）

垂 水 市 議 会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号（5 月 8 日）（火曜）

1. 事務局長の臨時議長紹介	4
1. 市長あいさつ	4
1. 教育長就任あいさつ	4
1. 執行部紹介	5
1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 仮議席の指定	6
1. 議長の選挙	6
1. 新任議長あいさつ	7
1. 議席の指定	7
1. 会議録署名議員の指名	7
1. 会期の決定について	7
1. 副議長の選挙	8
1. 新任副議長あいさつ	8
1. 常任委員・議会運営委員の選任	8
1. 各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告	9
1. 肝属地区介護保険組合議会議員の選出	9
1. 肝属地区一般廃棄物処理組合議会議員の選出	9
1. 議案第 4 4 号上程	1 0
説明、質疑、表決（同意）	
1. 報告第 1 号～報告第 4 号一括上程	1 0
報告、質疑、表決（承認）	
1. 報 告	1 5
平成 1 8 年度垂水市漁業集落環境整備事業繰越明許費繰越計算書	
1. 閉会中の継続審査について	1 6
1. 閉 会	1 6

平成 1 9 年 第 1 回 垂 水 市 議 会 臨 時 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
5 ・ 8	火	本会議	開会、仮議席の指定、議長の選挙、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長の選挙、常任委員及び議会運営委員の選任、各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告、議案等上程（説明、質疑、討論、表決）、閉会

2. 付議事件

件 名

議長の選挙

議席の指定

副議長の選挙

常任委員の選任

議会運営委員の選任

議案第 4 4 号 垂水市監査委員の選任について

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(垂水市税条例の一部を改正する条例)

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 1 8 年度垂水市一般会計補正予算 (第 8 号) 及び繰越明許費繰越計算書の報告)

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 1 8 年度垂水市介護保険事業特別会計補正予算 (第 6 号) 及び繰越明許費繰越計算書の報告)

平成十九年第一回臨時議会議録

(平成十九年五月)

垂水市議会

平成19年第1回臨時会

会 議 録

第1日 平成19年5月8日

本会議第1号(5月8日)(火曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藺 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水産課長	川 畑 功
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土木課長	川 畑 信 一
企画課長	迫 田 裕 司	会計課長	安 藤 章
財政課長	岩 元 明	水道課長	橋 口 正 徳
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	島 児 典 生
市民課長	太 崎 勤	消 防 長	町 田 昭 典
市民相談		消 防 署 長	関 修 三 郎
サービス課長	谷 口 敏 徳	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	村 山 満 寛	教委総務課長	松 浦 俊 秀
生活環境課長	三 浦 敬 志	学校教育課長	押 川 和 成
農 林 課 長	山 口 親 志	社会教育課長	梅 木 勇

議会事務局出席者

事務局長	馬 籠 義 人	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成19年5月8日午前10時開会

△事務局長の臨時議長紹介

○事務局長（馬籠義人） 今回の議会は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、堀添國尚議員が最年長議員でございますので、御紹介申し上げます。

[堀添國尚議員議長席に着く]

○臨時議長（堀添國尚） おはようございます。

ただいま御紹介いただきました堀添國尚です。議長の選出が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

△市長あいさつ

○臨時議長（堀添國尚） ここで、市長からあいさつのための発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一） 皆さん、おはようございます。

選挙後、初めての市議会本会議でございますので、お許しを得まして一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの市議会議員選挙におきまして晴れて当選されました16名の皆様に心からお祝いを申し上げます。厳しい選挙戦を勝ち抜かれまして、この上ないお喜びであったことと存じます。

御承知のとおり、地方行政を取り巻く情勢は大変厳しいものがございます。地方分権改革、三位一体改革による税源移譲など、今後地方が生き残っていくには、市執行部と市議会が一体となって市民との協働によるまちづくりに総力を結集してまいることが非常に大切であると考えております。

私も2期目に入り、1期目の経験を生かしながら、さらなる行財政改革に取り組み、元気のある、住んでよかったと思えるまちづくりを目指して、引き続き全力を尽くす所存でございます。

議員の皆様におかれましても、今後、市執行部に対しまして御指導・御鞭撻を賜り、また、市議会の活動を通じて市政の発展に御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

簡単でございますが、今回の選挙に対しますお喜びと、今後の市政に対しますお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

△教育長就任あいさつ

○臨時議長（堀添國尚） 次に、教育長から就任あいさつのための発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○教育長（肥後昌幸） このたび、4月1日付で教育長に就任いたしました肥後昌幸でございます。どうか、よろしく願いいたします。

前任の川井田教育長は、尊敬する先輩でございます。私も専門が同じ理科ということもございまして、これまで若いころからいろいろと御指導を受けてまいりました。その後任ということでございますので、いささか荷が重うございますけれども、これまでの私の経験を生かしながら、垂水の教育の充実・発展のために微力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。どうか、よろしく願いいたします。

私は垂水で生まれましたけれども、父が教員をしておりましたので、県内各地を転動していた関係で垂水で育てっておりません。しかし、祖父母や叔父・叔母が垂水に住んでおりましたので、子供のころ夏休み・冬休みのころは必ず垂水に帰ってきておりました。それが子供のころの一番の楽しみでもありました。本城川でウナギを釣ったり、ハエを釣ったり、そして泳いだりした経験は、私の懐かしい大切な思い出でござ

ざいます。

私の自然に対する原体験というものは垂水ではぐくまれたと言っても過言ではありません。垂水は、山あり、川あり、海あり、まさに自然の三大要素がそろっております。本当にすばらしいところだと思っております。いつかは自然の恵まれたこの垂水で学校に勤務したいと思っておりましたけれども、それは叶いませんでした。しかし、このたび教育長という立場でふるさとの教育に携われることは、少しでもお役に立てるのかなというふうに思っております。

さて、教育界は、皆様御存じのとおり、今、教育改革の大きなうねりの中にございます。政府の教育再生会議におきましても、さまざまな提議がなされております。中には「あれっ」ということもありますけれども、県や近隣市町の動きを的確に把握しながら、垂水として望ましい方向を見きわめてまいりたいというふうに思っております。前任教育長の任期途中での就任ですので、今後の教育行政の方針等は前教育長の方針を引き継ぎながら、垂水市の現状をしっかり把握し、私なりのものを出してまいりたいと思っております。

本日は時間もございませんので、1つだけ申し上げますと、自分たちのふるさとである垂水を誇りにする子供たちを育てるということでございます。先ほども申しましたけれども、垂水は「山紫水明の里」と言ってもいいと思います。そして、山の幸、海の幸に恵まれております。また、歴史的にも貴重なものがたくさんございます。しかし、それらは子供にとりましては当たり前のございまして、誇りにすべきすばらしいことであるという認識がまだ不十分だというふうに思っております。

これまでも和田英作画伯ジュニア展とか瀬戸口藤吉翁を偲ぶ行進曲コンクールとかいろいろ取り組まれておりますけれども、あらゆる教育活動の中で垂水のすばらしさに気づかせること

によって、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りにする心を育ててまいりたいというふうに思っております。そのことが教育委員会のキャッチフレーズであります「垂水の子らを光にする」ということにつながるというふうに思っております。

今後、議員の皆様方の御指導・御鞭撻・御協力をどうかよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

△執行部紹介

○臨時議長（堀添國尚） 次に、今回の選挙によりまして市民の選良として議席を得てこられました。初対面の課長の皆さんもいらっしゃるかと思っております。

そこで、副市長以下紹介のための発言の申し出がありましたので、順次これを許可いたします。

○副市長（水迫恒美） 副市長の水迫恒美です。よろしくお願いいたします。

○財政課長（岩元 明） 財政課長の岩元明です。よろしくお申し上げます。

○保健福祉課長（村山満寛） 保健福祉課長の村山満寛です。よろしくお申しいたします。

○生活環境課長（三浦敬志） 生活環境課長の三浦敬志です。よろしくお申しいたします。

○農林課長（山口親志） 4月1日付で新しく農林課長並びに農業委員会事務局長の辞令を受けました山口親志です。よろしくお申しいたします。

○企画課長（迫田裕司） 企画課長の迫田裕司です。よろしくお申しいたします。

○総務課長（今井文弘） 総務課長の今井文弘です。よろしくお申しいたします。

○土木課長（川畑信一） 土木課長の川畑信一です。よろしくお申しいたします。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 市民相談サービス課長兼選挙管理委員会事務局長の谷口敏徳です。よろしくお申しいたします。

○教委総務課長（松浦俊秀） 4月1日付で教

育委員会総務課長を拝命いたしました松浦俊秀です。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（押川和成） 学校教育課長の押川和成です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○社会教育課長（梅木 勇） 4月1日付の異動で社会教育課長を拝命いたしました梅木勇でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○水道課長（橋口正徳） 水道課長の橋口正徳でございます。よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 商工観光課長の倉岡孝昌でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○水産課長（川畑 功） 水産課長の川畑功です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（川井田志郎） 4月1日付、税務課長の辞令をいただきました川井田志郎です。よろしくお願いいたします。

○消防長（町田昭典） 4月1日付で消防長を拝命いたしました町田昭典です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○消防署長（関 修三郎） 4月1日付で消防本部の次長兼消防署長を仰せつかりました関修三郎です。よろしくお願いいたします。

○監査事務局長（島児典生） 監査事務局長の島児典生でございます。よろしくお願いいたします。

○会計課長（安藤 章） 会計管理者兼会計課長の安藤章です。よろしくお願いいたします。

○市民課長（太崎 勤） 市民課長の太崎勤です。よろしくお願いいたします。

△開 会

○臨時議長（堀添國尚） ただいまから、平成19年第1回垂水市議会臨時会を開会いたします。

△開 議

○臨時議長（堀添國尚） これより、本日の会議を開きます。

△仮議席の指定

○臨時議長（堀添國尚） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまの着席議席といたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議長の選挙について

○臨時議長（堀添國尚） 日程第1、これより議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（堀添國尚） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

臨時議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（堀添國尚） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定しました。

議長に徳留邦治議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま臨時議長において指名しました徳留邦治議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（堀添國尚） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました徳留邦治議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました徳留邦治議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任議長あいさつ

○臨時議長（堀添國尚） 徳留邦治議員のあいさつを許可します。

[議長徳留邦治登壇]

○議長（徳留邦治） 議長就任に際して、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、不肖私、議員の皆様様の御推挙によりまして垂水市議会議長の要職に就任させていただくことになりました。まことに身に余る光栄でありまして、衷心より感謝・感激いたしているところでございます。

私は、みずから浅学非才を省みまして、責任の重さをひしひしと痛感いたしておりますが、ここに皆様方の御推挙を受けました以上は一身を挺してその御厚情に報いてまいりる覚悟であります。そして、議会の運営に当たりましては、不偏不党・公平無私を旨とし、言論の府として市議会が円滑に運営されますよう、誠心誠意努力する所存でございます。また、議会活動におきましても、民主主義の理念に基づきまして、政治不信・議会不信を招かぬよう、市民に信頼され、公正で開かれた市政の発展に最善の努力をしまいにありますことをここにお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今後ともより一層の御支援・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○臨時議長（堀添國尚） 以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了しました。

議員各位の御協力を得まして無事に臨時議長の職務を務めさせていただきましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、徳留邦治議長、議長席に御着席願います。

[徳留邦治議長議長席に着く]

○議長（徳留邦治） ただいま議長席に着きま

した。

どうか、皆様方の今後の御協力をよろしくお願いたします。

△議席の指定について

○議長（徳留邦治） 日程第2、議席の指定についてを議題とします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。

議席は、御着席のとおりです。

1 番	感王寺	耕造	議員
2 番	大 蘭	藤幸	議員
3 番	尾 脇	雅弥	議員
4 番	堀 添	國尚	議員
5 番	池之上	誠	議員
6 番	田 平	輝也	議員
7 番	北 方	貞明	議員
8 番	池 山	節夫	議員
9 番	森	正勝	議員
10 番	持 留	良一	議員
11 番	宮 迫	泰倫	議員
12 番	川 尻	達志	議員
13 番	葛 迫	猛	議員
14 番	徳 留	邦治	議員
15 番	篠 原	静則	議員
16 番	川 畑	三郎	議員

ただいまのとおり、議席を指定します。

△会議録署名議員の指名

○議長（徳留邦治） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、感王寺耕造議員、川畑三郎議員を指名します。

△会期の決定

○議長（徳留邦治） 日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、会期は、1日と決定しました。

△副議長の選挙について

○議長（徳留邦治） 日程第5、これより副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

副議長に宮迫泰倫議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました宮迫泰倫議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました宮迫泰倫議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました宮迫泰倫議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任副議長あいさつ

○議長（徳留邦治） ここで、宮迫泰倫議員のあいさつを許可します。

〔副議長宮迫泰倫登壇〕

○副議長（宮迫泰倫） おはようございます。

一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員の皆様方の御推挙によりまして垂水市議会副議長の要職につかせていただくことになりましたことは、この上もない光栄に存じます。と同時に、責任の重さを痛感しているところでございます。

もとより浅学非才な私ではありますが、幸いにして人格・見識ともに卓越した徳留邦治議長のもとで、議会が公正に、しかも円滑に運営されますように、及ばずながら一生懸命努力してまいります。

執行部を初め議員の皆様方の御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のごあいさつにかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

△常任委員・議会運営委員の選任

○議長（徳留邦治） 日程第6、常任委員の選任について及び日程第7、議会運営委員の選任についてを一括議題とします。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、感王寺耕造議員、大藺藤幸議員、池之上誠議員、北方貞明議員、池山節夫議員、持留良一議員、宮迫泰倫議員、川尻達志議員、以上8名を総務文教常任委員に、

尾脇雅弥議員、堀添國尚議員、田平輝也議員、森正勝議員、葛迫猛議員、徳留邦治議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以上8名を産業厚生常任委員に、

池之上誠議員、森正勝議員、持留良一議員、川尻達志議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以上6名を議会運営委員に、それぞれ指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ただいま選任しました各常任委員及び議会運営委員の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を開き、正・副委員長長の互選を行い、その結果を御報告願います。

ここで、暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時40分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（徳留邦治） 各常任委員会及び議会運営委員会における正・副委員長長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務文教委員長池之上誠議員、副委員長大藪藤幸議員、

産業厚生委員長堀添國尚議員、副委員長田平輝也議員、

議会運営委員長川畑三郎議員、副委員長森正勝議員、以上でございます。

△肝属地区介護保険組合議会議員の選出について

○議長（徳留邦治） 日程第8、肝属地区介護保険組合議会議員の選出についてを議題とします。

お諮りします。

選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることを決定しました。

お諮りします。

議長において2名を指名することにいたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議長において2名を指名することに決定しました。

肝属地区介護保険組合議会議員に堀添國尚議員及び田平輝也議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました堀添國尚議員及び田平輝也議員を肝属地区介護保険組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました堀添國尚議員及び田平輝也議員を肝属地区介護保険組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま肝属地区介護保険組合議会議員に当選されました堀添國尚議員及び田平輝也議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△肝属地区一般廃棄物処理組合議会議員の選出について

○議長（徳留邦治） 日程第9、肝属地区一般廃棄物処理組合議会議員の選出についてを議題とします。

お諮りします。

選出の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長において2名を指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議長において2名を指名することに決定しました。

肝属地区一般廃棄物処理組合議会議員に堀添國尚議員及び田平輝也議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました堀添國尚議員及び田平輝也議員を肝属地区一般廃棄物処理組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました堀添國尚議員及び田平輝也議員を肝属地区一般廃棄物処理組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま肝属地区一般廃棄物処理組合議会議員に当選されました堀添國尚議員及び田平輝也議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△議案第44号上程

○議長（徳留邦治） 日程第10、議案第44号垂水市監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、垂水市監査委員として同意を求められている池山節夫議員について、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

〔池山節夫議員退席〕

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

○市長（水迫順一） 議案第44号垂水市監査委

員の選任についてを御説明を申し上げます。

議員選任の監査委員でありました新原満大前監査委員の任期満了に伴いまして、新たに議員選任の監査委員を選任する必要が生じたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

今回選任しようとする方は、垂水市上町64番地の池山節夫議員で、生年月日は昭和25年2月28日でございます。

なお、当該議員の任期は、市議会議員の任期であります平成23年4月29日までとなっております。

よろしく御審議をくださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（徳留邦治） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号垂水市監査委員の選任については同意することに決定しました。

池山節夫議員の着席を求めます。

〔池山節夫議員着席〕

△報告第1号～報告第4号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第11、報告第1号から日程第14、報告第4号までの報告4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条

例)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度垂水市一般会計補正予算（第8号）及び繰越明許費繰越計算書の報告）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度垂水市介護保険事業特別会計補正予算（第6号）及び繰越明許費繰越計算書の報告）

○議長（徳留邦治） 報告を求めます。

○市民課長（太崎 勤） 報告第1号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成19年3月30日公布され、平成19年4月1日から施行することとされたことに伴い、平成19年度の国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により平成19年3月30日専決処分し、同年4月1日から施行いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めようとするものでございます。

改正内容につきましては、別添の新旧対象表で御説明をいたします。

条例第2条第2項及び第13条第1項の一部改正は、現在の国民健康保険税医療分の賦課限度額の見直しを行うもので、医療給付等に要する費用に充てるため、賦課している国民健康保険税医療分の賦課限度額を現行の53万円から56万円に引き上げるものでございます。

なお、附則第1項におきまして、この条例は平成19年4月1日から施行し、また、附則第2項におきましては、改正後の条例の適用区分を規定したものでございます。

以上で説明を終わりますが、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○税務課長（川井田志郎） 報告第2号専決処

分の承認を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布され、一部の規定を除き4月1日から施行されることに伴い、平成19年度市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税条例の一部を改正する条例を平成19年3月30日に専決処分し、同年4月1日に公布しましたので、御報告申し上げ、御承認を求めようとするものでございます。

改正の内容でございますが、お手元の垂水市税条例新旧対照表をごらんください。アンダーラインの部分が今回改正されたところでございます。

それでは、御説明いたします。

第23条第1項市民税の納税義務者等について、「均等割額によって」の次に「、第5号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項第4号中の「の定」を「の定め」に改め、同項の次に第5号として法人課税信託を加えるものでございます。

次に、第23条第2項、第3項及び第31条第2項均等割の税率の表第1号につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整理でございます。

第95条の改正につきましては、市たばこ税の税率改正でございます。旧3級品を除く製造たばこの税率を1,000本当たり321円引き上げて3,298円に改正するものでございます。

次に、第131条第5項特別土地保有税の納税義務者等の改正及び附則第10条の2第4項第2号及び第5項の改正については、いずれも地方税法の改正に伴う条文の整理でございます。また、附則第10条の2第6項は、高齢者等居住改修専有部分の固定資産税の減額の手続について新たに規定されたものでございます。

次に、鉄軌道用地の価格の特例でございますが、附則第11条の2の次に、平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例の1条を

加えるものでございます。内容としましては、固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか、または市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においての特例に関するところでございます。ちなみに、本市におきましては該当箇所はないと思われませんが、今回の地方税法の改正による追加条文でございます。

附則第16条の2第1項から附則第20条の4第3項までは、地方税法の改正に伴う条文の整理でございます。

次に、附則第20条の4の次に第20条の5として保険料に係る個人の市民税の課税の特例を加え、文言の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成19年4月1日から施行したものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○財政課長（岩元 明） 報告第3号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

平成18年度事業の起債額が確定し、起債の限度額に変更が生じたことに伴い、起債許可申請及び借入れ事務に急施を要しましたので、平成19年3月30日に平成18年度垂水市一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項、議会を招集する暇がないと認めるときの規定により専決処分いたしましたことを御報告申し上げ、御承認を求めようとするものでございます。

今回年度末の予算整理を含めて歳入・歳出とも2,263万9,000円を追加しましたので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は88億2,459万5,000円になります。補正の款・項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に掲げたとおりでございます。

地方債の補正は、5ページの第2表をごらんください。

過疎債を充てております市道瀬戸山線の整備を事業確定に伴い3,200万円から290万円減額して2,910万円に変更したものでございます。

次に、事項別の明細を歳出から目ごとに御説明申し上げます。なお、金額はお示ししてありますので、読み上げないことをお許し願います。

13ページの財産管理費は、特別交付税の一部を財政調整基金からの繰り入れを解消した後、残りを財政調整基金に積み立てました。同ページの介護保険事業費は、介護保険制度システム改修事業の国庫補助金の変更に伴う財源不足を補うため、介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

14ページの堆肥センター費は、不用額の整理でございます。同ページの道路新設改良費は、市道瀬戸山線の18年度事業確定に伴う財源等の整理でございます。

15ページの道路橋梁河川補助災害復旧費は、事務経費を組みかえて整理するものでございます。

これらに要する歳入は、6ページの歳入歳出事項別明細書の総括表及び8ページからの歳入事項別明細にお示ししてあるとおり、減額する費目は、地方譲与税のうち自動車重量譲与税の456万6,000円、地方道路譲与税の122万5,000円、地方消費税交付金の248万1,000円、ゴルフ場利用税交付金の20万1,000円、自動車取得税交付金の837万5,000円、交通安全対策特別交付金の111万6,000円、財政調整基金からの繰入金金の2,180万4,000円、市債の290万円でございます。

これに対して利子割交付金を18万9,000円、配当割交付金を144万6,000円、株式等譲渡所得割交付金を143万8,000円、特別交付税を6,223万3,000円、それぞれ増額して予算の均衡を図りました。

以上で説明を終わります。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、地方自治法施行令第146条第2項

の規定に基づきまして、平成18年度の繰越明許費繰越計算書を御報告いたします。

これは、去る3月議会におきまして、年度内にその完成並びに復旧ができないことから、翌年度への繰り越しの承認をいただいていたものでございます。繰越事業総額3億2,357万5,100円のうち、19年度に繰り越された総額は1億2,290万2,341円です。それぞれの事業別の事業費、繰越額、財源内訳は、表に掲げてあるとおりでございます。

地域介護・福祉空間整備事業費は、老人ホーム華巖園の改修とグループホーム2カ所の設置補助でございますが、未収入特定財源は国庫補助金です。元垂水原田線道路改良事業の未収入特定財源は、過疎債です。道路橋梁河川現年発生補助災害復旧事業は、既に収入している特定財源は災害復旧債の一部でございます。未収入の特定財源は、国庫負担金と災害復旧債の残りでございます。これらの事業完成は、地域介護・福祉空間整備が本年度内に、元垂水原田線道路改良が本年5月末、道路橋梁河川現年発生補助災害復旧が本年6月末の予定でございます。

以上で、報告を終わります。

○保健福祉課長（村山満寛） 報告第4号の専決処分の承認について、御説明を申し上げます。

国庫補助対応額の確定に伴いまして補助金に変更が生じたため、平成19年3月30日に平成18年度垂水市介護保険事業特別会計補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項に基づきまして専決いたしましたことを御報告申し上げ、御承認を求めます。

今回の補正は予算書の2ページに書いておりますが、国庫補助金を減額し、一般会計からの繰入金を増額いたしましたものでございます。

次に、繰越明許費の繰越計算書の報告でございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により上程いたしましたので、平成18年度垂水市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

について、御報告申し上げます。

これは3月議会で承認をいただいたものでございますが、翌年度への繰越額は92万8,000円でございます。財源につきましては、既収入が一般会計からの事務費繰入金で、未収入は国庫補助金であります。

以上で御報告を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 まず1点が国保条例の一部を改正する条例と、それから垂水市税条例の一部を改正する条例、それから、先ほど報告があった18年度会計補正予算（第8号）に関する質疑をさせていただきます。

1点目は、国保税の一部を改正する条例なのですが、法に基づいてという説明がありましたけれども、今でさえ、やはり負担が大変だということが、これはもう皆さんも御存じだということに思うんですけれども、今回3万円引き上げられたということで、国がこういう内容を示して法律を変えたということは、それなりの理由が中にあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。実際上ますます市民の皆さんには負担がふえるという構造になっていくんですが、この点について、国が示した引き上げの理由というのをお聞きをしたいと思います。

それから、市税条例の一部を改正する条例についてなんですけれども、この地方税法の改正によって施行令が示されたということで、今回垂水市の条例を改正するという内容でしたが、中身によっては市民にとっても非常にプラスになる点もあると思います。先ほど出た住宅バリアフリーの固定資産税の特例措置なんかはそうだし、一方では、証券優遇税制など一部の人たちだけを優遇するような一定の中身もあるんですけれども、市にとってこの政令の改正するこ

とよっての影響、市民への影響、その点について、私たちこの辺がしっかりわからないと、このことに対して判断そのものできないんですけれども、この点について、今回の改正されたことについて影響等をお示しいただきたいと思います。

それと、18年度の会計補正予算についてなんですけれども、先ほど理由は示されましたが、起債の減額に変更が生じたということだったんですけれども、先ほど内容をいろいろ説明されましたけれども、どうもそれ以外に関係するようなどころも今回調整されているんですが、そして、あと急施を要したというその内容から見て、その内容以外のところまで含んで今回提案もされているんですが、そのあたりの理由というのはどういうことなのかですね。

というのは、今回、昨年でしたかね、地方自治法の改正によって明確にして、議会の招集に当たっては、専決事項については中身を明らかにして明確にする上で招集しない旨のこともするというところだったんですけど、今回何かそれ以外のところまで、起債以外のところまで調整されているんですが、その理由はどういうことなのか。

そして、あと、どうも専決処分の承認を求めるといった内容と、ちょっと若干ずれる点があるんじゃないかなというふうに認識をしたんですが、その点についてお示してください。

○市民課長（太崎 勤） 持留議員の国保の引き上げの問題につきまして、お答えをいたします。

現行53万円の賦課限度額は、平成9年度以来10年ぶりに引き上げが行われたものでございます。賦課限度額を超える対象者である、いわゆるタマリの割合が大きくなったことへの対応をするということでございます。中間所得者の負担軽減にもつながることがねらいであるようでございます。

以上です。

○税務課長（川井田志郎） 今、持留議員の御質問の中で、住宅バリアフリーの改修に伴う固定資産税の件が出たんですが、これは市民への影響ということのようですが、減額措置の条項でありまして、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリーの改修が行われた住宅につきまして、翌年度の税額を3分の1に減額するという条項であります。

要件としまして、65歳以上の者、要介護認定または要支援を受けている者、障害者等ということで説明を受けております。

○財政課長（岩元 明） どうしても年度末にならないと事業が確定しない、事業が確定しないと不用額の整理ができないというようなことがございまして、不用額の整理まで含めた専決というのがいかなものかという御質問でございましたけれども。増額する分については改めてお示ししなければならないと思っているんですけれども、不用額で減額する分につきましては、そのまま放っておいても繰り越し財源として、かえってわかりづらくなるというようなこともございますので、改めて年度末におきましては不用額ははっきりさせておいた方がいいという判断をいたしております。事務的なかなり部分もございますので、このことは今後検討させていただきますと思っています。

○持留良一議員 国保税の点については、先ほど説明があったとおり、限度額世帯が全体の5%を超えないようにということで国が調整をしているというふうに今説明があったとおりで、逆に言うと、それだけ市民にも負担がかかるということだというふうに思いますので、私は、やっぱりこの点については納得いかないというふうに思っているところです。

それから2点目の市税の条例については、市民にとってプラスになる、また市にとってマイ

ナスになる、そういう点についてどうなのかということをお聞きしたんですけど、1つ例を挙げられて、バリアフリーの点で、市民にとったら改修することによってこうした税が減免になるということなんかもお示ししていただいたんですけども。それ以外について、私たち、先ほど言いましたとおり、判断する点について、市にとって、市民にとってどうなんだということが、今回改正される条例について、もしわかれば教えていただきたい。そうしないと、これについて、じゃあ、それを認めますとか、異議なしとかいうことにならないのじゃないかなというふうに思います。

それから、あと、18年度の会計補正予算のことなんですけれども、私がさっき言った専決処分ということ、以前だったら議会の招集する暇がないということ、一定的のところは済んだと思うんですけども、きちっとそのあたりを明確にしようということで、地方自治法の改正に伴って議会の議決を付すべき件について、特に緊急を要するために議会の招集する時間的余裕がないことは明らかであると認めるときというふうに、より一層明確になってきているわけなんですよね。だから、市民にとってもやっぱり、先ほど言われた点についていろいろと不用額の問題、それから事業の確定に伴う問題とかある中で、やっぱり一定議論もする必要があるのになかったのかなという点があるんですね。本当に時間的余裕がないということだけじゃなかったような気がするんですけど。それだけやっぱり市民にとって財政がどう動くかという非常に重要な点だったろうし、ましてや、こういう地方自治の改正に伴ってこういうように明確化されているので、やっぱりそのあたりはきちっと受けとめて対応する必要があるのではないかなというふうに思います。これはもう要望ということにしますけれども、先ほどの垂水条例の一部を改正するこの内容についてだけ、回答

を示していただきたいと思います。

○税務課長（川井田志郎） 減額になる部分につきまして、交付税での算定になるとは思いますが、その辺もう一回確認して、後で資料をお示しいたしまして、よろしいでしょうか。

○議長（徳留邦治） よろしいでしょうか。いいですか。

○持留良一議員 いろいろと先ほど改正の項目を上げられたんですけども、それぞれが市民にとってどうなんだと、プラスになるのか、マイナスになるのか。その1つの例として住宅バリアフリーのこの改修は固定資産税の一定の、一定期間は減免しますよというのがあって、これはプラスになりますよと。他の項目については、市民にとってどうなんだというところで回答を聞いたかったんですけど、もしわかれば教えてください。（「後で回答せん」と呼ぶ者あり）

○税務課長（川井田志郎） 後ほど、済みません、回答します。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第11、報告第1号から日程第14、報告第4号までの報告4件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第4号までの報告4件は、いずれも承認することに決定しました。

△報 告

○議長（徳留邦治） 日程第15、報告を行います。

平成18年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会

計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

○水産課長（川畑 功） 平成18年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

繰り越される経費は、297万2,000円でございます。経費の内訳は、工事請負費及び事務費でございます。これに要します財源は、国庫補助金と市債が計288万6,000円と一般会計繰入金8万6,000円を充てております。なお、繰り越した工事は、終末処理場の機能調整、いわゆる試運転でございますが、完成は平成20年2月末を予定しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治） 以上で、日程第15、平成18年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

△閉会中の継続審査について

○議長（徳留邦治） お諮りします。

議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がなされましたが、閉会中の継続審査についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続審査についてを日程に追加し、議題とします。

議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

△閉 会

○議長（徳留邦治） これにて、平成19年第1回垂水市議会臨時会を閉会します。

午前11時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会臨時議長

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員